

令和4年5月25日

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の改正について

さくら市総合政策部財政課

本市が発注する建設工事について、令和4年5月27日以降に入札手続き(入札公告)を行う建設工事より、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定範囲を、下記のとおり一部改正しますのでお知らせいたします。

記

1. 最低制限価格

現 行	改正後
○最低制限価格の算定 ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.9 ③現場管理費相当額×0.9 ④一般管理費×0.55  最低制限価格 = (①+②+③+④)×110/100	○最低制限価格の算定 ①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.9 ③現場管理費相当額×0.9 ④一般管理費×0.68  最低制限価格 = (①+②+③+④)×110/100
○設定範囲 <u>10分の7.5から10分の9.2</u>	○設定範囲 <u>10分の7.5から10分の9.2</u>

- ※1 建築工事(建築物解体工事を含む)及び建築設備工事は、「直接工事費×0.97」とあるのを「直接工事費×0.9×0.97」と読み替える。
- ※2 なお、上記算出方法に関わらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする場合もあります。
- ※3 入札の際、予定価格は消費税を含まない額を対象としているため、最低制限価格も上記100分の110を乗じる前の額を対象といたします。

## 2. 低入札調査基準価格

現 行	改正後
<p>○低入札調査基準価格の算定</p> <p>①直接工事費×0.97</p> <p>②共通仮設費×0.9</p> <p>③現場管理費相当額×0.9</p> <p>④一般管理費×0.55</p> <p>低入札調査基準価格 = (①+②+③+④)×110/100</p>	<p>○低入札調査基準価格の算定</p> <p>①直接工事費×0.97</p> <p>②共通仮設費×0.9</p> <p>③現場管理費相当額×0.9</p> <p>④一般管理費×0.68</p> <p>低入札調査基準価格 = (①+②+③+④)×110/100</p>
<p>○設定範囲</p> <p><u>10分の7.5から10分の9.2</u></p>	<p>○設定範囲</p> <p><u>10分の7.5から10分の9.2</u></p>

- ※1 建築工事（建築物解体工事を含む）及び建築設備工事は、「直接工事費×0.97」とあるのを「直接工事費×0.9×0.97」と読み替える。
- ※2 なお、上記算出方法に関わらず、10分の7.5から10分の9.2の範囲内で適宜の割合とする場合もあります。
- ※3 入札の際、予定価格は消費税を含まない額を対象としているため、最低制限価格も上記100分の110を乗じる前の額を対象といたします。

## 3. 改正内容の施行日

令和4年5月27日以降に入札手続き（入札公告）を行う入札から適用となります。